

馬のドーピング防止と薬物規制に関する選手向けガイド

JEF アンチ・ドーピング委員会/JEF 獣医委員会

【はじめに】

JEF では、2007 年 4 月 17 日の理事会において《馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程 (J-EADMC) 》を制定しました。

アンチ・ドーピング規程のオリジナルは、世界ドーピング防止機構 (WADA) が定めたもので、それに準拠して (財) 日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) が日本国内用の諸規程を定めています。WADA 規程には「動物を扱う競技は、その国際連盟が動物のドーピング防止規程を定めること」とあるため、FEI は《FEI 馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程 (I-EADMC) 》をこのほど改定しました。JEF においても、FEI 規程に準じて《馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程 (J-EADMC) 》を改定しました。

これにより、国内におけるドーピング防止対策が明確になります。競技者には JADA の規程により他のスポーツと同様の検査が行われます。ここでは競技馬に対する基本ルールを説明します。

競技馬については、JEF 主催または公認競技会では J-EADMC が、CSI-W などの FEI 公認競技会では I-EADMC が適用されます。検査結果の管理や裁定を、J-EADMC では JEF が、I-EADMC では FEI が行うという点が異なりますが、ともに FEI 獣医規程で定められている禁止リストを適用しています。

選手や関係者各位は、このガイドを参考に、競技馬のドーピング防止と薬物規制の基本ルールを熟知したうえで、競技会に向けて遺漏なくご対応ください。

【EADMC 規程の基本ポリシーとルール】

■禁止物質や禁止方法

競技会期中または競技前の使用を禁じている物質や方法、または許容基準値が設定されている物質は、FEI 獣医規程「禁止リスト」に示されています。これらのリストは適宜改正されることがありますので、FEI ウェブサイトに掲示された FEI 獣医規程の最新版を定期的に確認してください。

●禁止リスト (FEI 獣医規程から抜粋)

① ドーピング用物質と方法

馬のパフォーマンスに影響を与える可能性のある物質や混合物、隠蔽用物質、競技馬の治療用としては通常認められない物質、通常は人間あるいはその他動物に処方される製品、四肢および身体部位を知覚過敏あるいは知覚鈍磨させる作用のある物質を含む以下の物質。ただし、以下の物質に限定するものではなく、類似の薬理作用を持つ物質の使用も禁止されます。

- ・ 2 種類以上の抗炎症剤 (ステロイドおよび非ステロイド系を含む)、あるいはその他の類似あるいは異なる薬理作用を持つ抗炎症物質の混合物

- ・レセルピン、ガバペンチン、フルフェナジンおよびグアナベンズを含む向精神物質、抗てんかん物質、抗高血圧物質
- ・選択的セロトニン再取り込み阻害薬（SSRI）、モノアミン酸化酵素阻害薬（MAOI）、三環系抗うつ薬（TCA）のような抗うつ薬
- ・ベンゾジアゼピン、バルビツレート酸塩、アザペロンを含む精神安定剤、一般的に人間または馬以外の動物に用いられる鎮静剤（鎮静作用のある抗ヒスタミン剤を含む）
- ・麻薬およびオピオイド系鎮痛薬、エンドルフィン
- ・アンフェタミンおよびコカインや精神病関連薬物を含むその他中枢神経系（CNS）刺激剤
- ・プロプラノロール、アテノロール、チモロールを含むβ遮断薬
- ・利尿剤およびその他の隠蔽作用のある物質
- ・アナボリックステロイド（牝馬およびセン馬の体内にあるテストステロンを含む）および成長促進剤
- ・エリスロポエチン、インスリン成長因子および成長ホルモンのようなペプチドおよび遺伝子組み換え物質
- ・副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）およびコルチゾール（許容基準値を超える）を含むホルモン製剤（天然あるいは合成）
- ・元来は人間あるいは他の動物用に製造、販売されたものが馬用として代用および一般的に使用される物質
- ・知覚を過敏あるいは敏感にする作用のある物質（馬体あるいは馬具に使用することによりパフォーマンスに影響を与えるような有機物、無機物あるいはその他の物質）
- ・酸素キャリア（酸素運搬体）
- ・その他、上記物質と類似の化学構造あるいは類似の生物学的効果を有する物質

② 治療用薬物クラス A

痛みや病的な症状に対して、その緩和、鎮静、あるいは刺激による改善のほか、生理上や行動上の変化を生じさせたり、それを加減することによってパフォーマンスに影響を与える物質です。

- ・局所麻酔薬
- ・交感神経性強心剤
- ・中枢および呼吸刺激剤
- ・クレンブテロールおよびその他の気管支拡張剤および再発性呼吸器疾患（RAD）の治療に用いられる薬物
- ・代謝物を加減調整した単一の非ステロイド系抗炎症剤
- ・単一のコルチコステロイド
- ・抗ヒスタミン、チアミン、バレリアンおよび禁止物質（ドーピング）リストに掲載されているその他の漢方薬を含む馬用鎮静剤および安定剤

- ・メトカルバモールおよびプロパンテリンを含む筋弛緩剤
- ・ヘパリンあるいはワーファリンを含む抗血液凝固剤
- ・その他、上記の物質と類似の化学構造あるいは類似の生物学的効果を有する物質

③ 治療用薬物クラス B

過剰な活力を抑制するような物質、あるいは特定の飼料汚染も含めて馬が偶然に摂取する可能性のある物質です。

- ・イソクスプリン
- ・許容基準値を超えるジメチルスルホキシド (DMSO)
- ・去痰および鎮咳剤：ブロムヘキシンおよび類似の化学構造あるいは類似の生物学的効果を有するその他の物質
- ・ヒヨスチン (n-ブチルスコポラミン) ;アトロピンおよび類似の化学構造あるいは類似の生物学的効果を有するその他の抗コリン作用剤
- ・メチルキサンチン：カフェインおよびテオフィリン；許容基準値を超えるテオブロミン
- ・植物および動物由来物質：ブフォテニン、ホルデニン、チロシン、ガンマオリザノールおよび類似の化学構造あるいは類似の生物学的効果を有するその他の物質
- ・テルピンおよび非有機汚染物（皮膚および馬具から採取した検体から検出された物を除く）
- ・排泄物に混入して摂取される硫酸マグネシウム
- ・その他、上記の物質と類似の化学構造あるいは類似の生物学的効果を有する物質

●許容基準値が設定されている物質

馬の内因性物質、または馬の飼料として伝統的に給与されてきた植物から検出される物質、あるいは通常の栽培、加工過程、保管あるいは輸送中の汚染物質として馬の飼料から検出される物質のうち、以下に基準あるいは比率が示されている特定の物質は、体組織、体液、排泄物に存在しても、測定されたそれらの物質濃度とその許容基準値を超えていない場合には、違反行為とはならず、当該馬は競技に参加できます。

有効二酸化炭素	血漿 1 リットル中に 36 ミリモル
ボルデノン (セン馬以外の牡馬)	牡馬の尿中における遊離体と抱合体としてのボルデノンが 1 ミリリットル中に 0.015 マイクログラム
ジメチルスルホキシド	尿 1 ミリリットル中に 15 マイクログラム、 または血漿 1 ミリリットル中に 1 マイクログラム
エストラジオール (セン馬以外の牡馬)	尿 1 ミリリットル中に遊離体と抱合体としての 5α-estrane-3β, 17α-diol が 0.045 マイクログラム
ヒドロコルチゾン	尿 1 ミリリットル中に 1 マイクログラム
サリチル酸	尿 1 ミリリットル中に 625 マイクログラム、 または血漿 1 ミリリットル中に 5.4 マイクログラム
テストステロン	セン馬では尿 1 ミリリットル中に遊離あるいは抱合テストステロン 0.02 マイクログラム あるいは若い牝馬あるいは成熟牝馬（妊娠馬を除く）の尿 1 ミリリットル中に遊離あるいは抱合テストステ

	ロン 0.055 マイクログラム
テオブロミン	尿 1 ミリリットル中に 2 マイクログラム

■禁止されていない治療薬物

現時点では、水分補給液、抗生物質（プロカイン・ペニシリンを除く）、レバミゾールを除く抗寄生虫薬（駆虫剤）、胃潰瘍治療薬あるいは予防薬の一部（例：塩酸ラニチジン、シメチジン、オメプラゾール）、アルトレノジスト（Regumate：発情期の牝馬に限る）の使用が認められています。また吸引用物質では、生理食塩水のみが使用可能です。

■競技馬の治療における注意点

競技出場前（基本的には1週間前まで）の使用や治療に当たっては、所定の書式による競技会獣医師団長および審判団長への報告と競技出場への許可が必要です。

禁止リストに掲載されている物質や方法を使用する必要があるときは、その競技馬の体調を考慮し、さらに物質の濃度や体内残留期間を踏まえて、獣医師団長（代表）のアドバイスを受け審判団が競技出場の可否を判断します。審判団の許可が得られた場合、申告した物質が検査によって検出されても違反行為にはなりません。ただし、国内の競技会のように競技会期が短い場合は、この報告を行っても競技への出場許可は得られないものと認識しておいてください。このような許可制度を、《馬の治療目的使用許可（ETUE）》と言います。

禁止リストに載っていない物質や方法であっても、その競技会期間中の使用に際しては所定の書式による報告が必要です。報告に必要な書式は、競技会場において獣医師団長（代表）から入手してください。

■自主的任意検査

FEI 獣医規程禁止リストに定められた物質については、選手側の経費負担により FEI 公認検査機関で自主的任意検査（尿検査）が受けられます。公認検査機関は目下のところ香港になりますので、経費は輸送費を含めて1件当たり約 10 万円となります。詳細は JEF 事務局にお問い合わせ下さい。ただし、自主的任意検査の結果は、JEF や FEI が行う公式の検査結果への反証にはなりません。

■違反が疑われた場合

同時に採取した検体を A 検体と B 検体の 2 つに区分し、A 検体が陽性結果となったときは、B 検体を対象に確認分析を行うことができます。ただし、A 検体が陽性結果となった時点で、検出された薬物に応じた制裁、即ち《暫定的資格停止》の処置が適用されます。この《暫定的資格停止》の期間は、最終的な裁定による《資格停止》の期間から差し引かれます。

■制裁処置の原則

●ドーピング物質や方法に対する違反では、原則として下記の資格停止処置と罰金が適用されます。

- (1) 1 回目の違反：2 年以下の資格停止および 100 万円以下の罰金
- (2) 2 回目の違反（1 回目の違反通告から 5 年以内の本規程違反）：4 年以下の資格停止および 100 万円以下の罰金

●治療薬物クラス A に対する違反では、原則として下記の資格停止処置と罰金が適用されます。

- (1) 1 回目の違反：1 年以下の資格停止に加え、100 万円以下の罰金が課される場合がある。
- (2) 2 回目の違反（1 回目の違反通告から 5 年以内の本規程違反）：4 年以下の資格停止に加え、100 万円以下の罰金が課される場合がある。

●治療薬物クラス B に対する違反では、その物質が競技力向上のために意図的に使われたものではないとみなし、原則として下記の処置と罰金が適用されます。

- (1) 1 回目の違反：警告と懲戒処分に加え、100 万円以下の罰金が課される場合がある。
- (2) 2 回目の違反（1 回目の違反通告から 5 年以内の本規程違反）：1 年以下の資格停止

■厩舎警備

JEF では目下、検査対象競技会における競技馬の厩舎警備体制の整備構築について検討中ですが、警備状況の如何にかかわらず、検査結果の最終責任はその馬の管理責任者（通常は選手）となりますので、自衛警備にも配慮してください。

■その他

競技馬の検体採取手順や検査結果に基づく事務手続き等については、その都度、JEF や主催者側からの指示や案内に従ってください。それらの詳細は、FEI や JEF の関連諸規程（EADMC 規程や獣医規程等）を参照してください。

【おわりに】

ドーピング防止運動の強化・推進については、スポーツ界のみならず各国政府関係者の強い意志の表れとして、2003 年 3 月、ユネスコに「世界アンチ・ドーピング規程」が制定されました。日本政府も 2007 年、「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約（ユネスコ国際条約）」に批准し、国家レベルでの対応に乗り出す決意を表明しました。

馬術を志す私たちにとっては、競技者に加えて馬のドーピング防止体制も整えなければなりません。競技者側と主催者側の相互理解のうえで、スポーツ精神と愛馬心に基づく整齊とした体制づくりにご協力ください。